

## 支所機能のあり方について

### 1. 支所機能のあり方検討の背景（見直しの必要性）

#### （1）平成 17 年と平成 23 年の 2 度の合併

- 一体的で均衡ある市民サービスの向上
- 行財政の効率化など合併の効果を生かしたまちづくりの推進

#### （2）支所が果たしてきた役割

- 地域住民に密着した行政サービスの提供
- 地域自治区（地域協議会）の事務所
- 防災拠点としての機能

#### （3）これまでの支所組織の段階的な見直し

- 合併時に、総務、管理系の業務を本庁に集約
- その後、税務、健康福祉業務に係る課の統合、税の賦課業務の本庁への集約等
- 平成 25 年度から現在の体制（住民、戸籍、健康福祉等の窓口サービス中心）  
※斐川支所は、平成 28 年 4 月に、4 課を 3 課とする組織の見直しを行った。

#### （4）「げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち出雲」の実現に向けて

- 出雲未来図、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の着実な実施
- 将来においても持続可能な市政運営の確立のため、たゆまぬ行財政改革の推進
- 特に、人口減少や少子化、超高齢社会に対応したまちづくりは、市全体の重点課題

#### （5）支所機能のあり方検討の背景（見直しの必要性）

- 地域自治区（地域協議会）については、一定の役割を終えたため、平成 28 年度末をもって廃止した。
- コミュニティセンター単位の地区災害対策本部体制の整備が進む中、防災体制における支所のあり方の検討が必要な時期を迎えている。
- 老朽化している支所庁舎の対応の検討の中で、将来における支所機能のあり方についてもあわせて検討すべきとの意見があった。
- 2 市 4 町の合併からは 13 年、斐川町との合併からは 6 年が経過し、新市としての一体感が醸成されてきた。
- 新たな行政課題に的確に対応でき、簡素で効果的、効率的な組織の構築を目指す中で、市全体として取り組んでいくべき業務と支所において必要とされる業務の十分な精査が必要である。
- 以上のことから、本庁と支所の果たすべき役割について、検討することとした。

## 2. 支所機能のあり方検討にあたっての基本的な考え方

### (1) 現在の6支所について

- 支所の役割や状況を踏まえ、現在の6つの支所は、本庁との業務分担を整理した上で、(仮称)行政センターとして、従来どおり旧市町の区域に、配置する。
- 将来的な検討課題としての「(仮称)行政センターの再編」や「コミュニティセンターとの関わり方」については、今後も、支所業務の状況を見ながら、幅広く議論していくべき事項であると考えられる。

### (2) (仮称)行政センターの機能について

- 身近な住民窓口サービスや健康福祉相談などの基本的な業務のほか、地域住民や地域自治組織と行政との重要な結節点、地域防災拠点としても、引き続き一定の役割を果たす方向が望ましい。
- その上で、個々の業務については、市全体として本庁が取り組んでいくべき業務と(仮称)行政センターに必要とされる業務を十分に精査する必要がある。

### (3) 「出雲未来図」に基づく施策の確実な実施について

- 本市の将来像である「げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち出雲」の実現に向けて、出雲市総合振興計画「出雲未来図」に基づく諸施策を着実に実施していく必要がある。
- そうした中、人口減少や少子高齢化に伴う諸課題など旧市町の枠組みにとどまらない対応や、多様化する地域課題や住民ニーズへの専門性を持った対応が求められている。
- そのため、(仮称)行政センターは地域における課題やニーズを把握し本庁担当課に確実につなげ、本庁はその組織力と専門性を最大限に活用して諸施策を実施していくことが重要である。

### (4) 新たな行政課題への対応と持続可能な市政運営について

- 新たな行政課題に対応し、将来においても持続可能で安定的な財政運営を実現していくためには、本庁・(仮称)行政センターにかかわらず、行財政改革を推進していくとともに、簡素で効果的、効率的な組織を構築していかなければならない。

### (5) (仮称)行政センターと本庁の役割分担、連携について

- (仮称)行政センターの機能として、引き続き、身近な行政サービスや市政全般に係る一次相談業務を行うことにより、本庁との距離感をなくす対応を行っていく。
- (仮称)行政センター所長をはじめセンター職員は、これまでと同様に、地域自治組織やコミュニティセンターとの連絡調整、地域からの相談の本庁への取次ぎ、地域の主体的な活動への支援などを行っていく。
- 現在、支所で行っている業務のうち、本庁で対応した方が効果的・効率的な業務や頻度の低い業務、専門性が高い業務などについては、本庁に移管することを基本とするが、書類の取次ぎや一次的な相談については、引き続き(仮称)行政センターにおいても対応する。

### (6) 老朽化した庁舎への対応及びICTの利活用について

- 庁舎については、施設に係る経費削減の観点から、コミュニティセンターとの併設は、有力な選択肢の一つである。
- 近年、テレビ電話やタブレットなどICTが進展しており、住民サービスや行政事務においてICTの利活用を検討していくべき時期であると考えている。

### 3. 支所機能のあり方及び本庁の対応

#### (1) 支所機能のあり方

- ① 現在の6支所を、住民に密着した窓口サービスに重点を置く（仮称）行政センターとして、従来どおり旧市町の区域に配置する。
- ② （仮称）行政センターの基本的な業務は、住民戸籍、福祉等の身近な窓口サービスや保健師による健康相談などのほか、地域のまちづくりや防災業務においても一定の役割を担うものとする。
- ③ 地域のまちづくりにおける（仮称）行政センターの役割としては、これまでと同様に、地域自治組織、コミュニティセンターとの連絡調整、地域からの相談の本庁への取次ぎ、地域の主体的な活動への支援などを行っていく。
- ④ また、地域における防災業務においても、（仮称）行政センターは、これまでと同様に、初動対応業務を行っていく。
- ⑤ 人員体制については、見直し後の業務に見合った職員数を配置する。
- ⑥ 斐川地域における農業関連業務については、政策的に独自の体制をとっていることや合併経過年数の違いを考慮し、現状業務を維持する方向で配慮する。
- ⑦ 将来的に、旧市町の区域にこだわらない（仮称）行政センターの再編・統合やそれに伴うコミュニティセンターのあり方については、状況を見ながら、今後も幅広く議論していく必要があると考えている。

#### (2) 本庁の対応

- ① 予算執行及び許認可等の行政処分については、基本的に全て本庁が行う。
- ② 地域のまちづくりにおける本庁の役割としては、人口減少対策、地域活性化、産業・雇用創出など、市一体として取り組むべき政策の推進については、本庁がその組織力と専門性を最大限に活用して取り組む。
- ③ （仮称）行政センター所長会の定期的な開催や、地域の中に積極的に出かけることにより、地域課題や住民ニーズの把握に努める。
- ④ 災害時の体制については、休日・夜間対応を含め、本庁から必要人数を（仮称）行政センターに派遣する。
- ⑤ 本庁に集約する業務のうち、必要に応じて地域担当制を設ける。
- ⑥ 日常的な道路等の維持業務については、当面、平田、斐川及び佐田の（仮称）行政センターに、道路河川維持課の職員を駐在（配置）し、業務を行う。

<実施時期> 平成31年4月1日（予定）

#### 4. 見直し後の業務役割分担 調整方針

現在の支所業務		見直し後の役割分担	
分野	主な業務内容	(仮称) 行政センター	本庁
住民窓口	住民・戸籍の届出、印鑑登録、死亡届に係る埋葬許可、斎場使用許可等	○	
	住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明、所得証明等の発行	○	
	税・手数料等の納付書発行	○	
	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等の届出、相談	○	
健康福祉	児童、障がい者、高齢者及び介護保険の届出、相談	○	
	成人、母子健康相談、介護予防事業などの保健師業務	○ (※1)	
防災関係	地域防災における初動対応業務	○	
地域振興 総務関係	自治協会、コミュニティセンターからの情報収集、地域への情報提供	○	
	生活バスの運行管理	○	
	支所の文書、公印に関する業務等	○	
産業関係	施設の維持管理、商工業、農業（斐川地域以外）、林業に関する業務	(※2)	○
	農業に関する業務（斐川地域）	(※3)	○
建設関係	道路、河川、橋梁の維持管理・補修対応、道路除雪、災害復旧業務	(※4)	○
環境関係	ゴミ、公害等に関する業務	(※2)	○

※1： 佐田、多伎及び湖陵地域の保健師については、連携体制を構築する。

※2： 業務によって、一次相談業務や、書類の本庁への取次ぎを行う。

※3： 斐川行政センターに、斐川地域の農業関連業務を担う本庁組織を配置する。

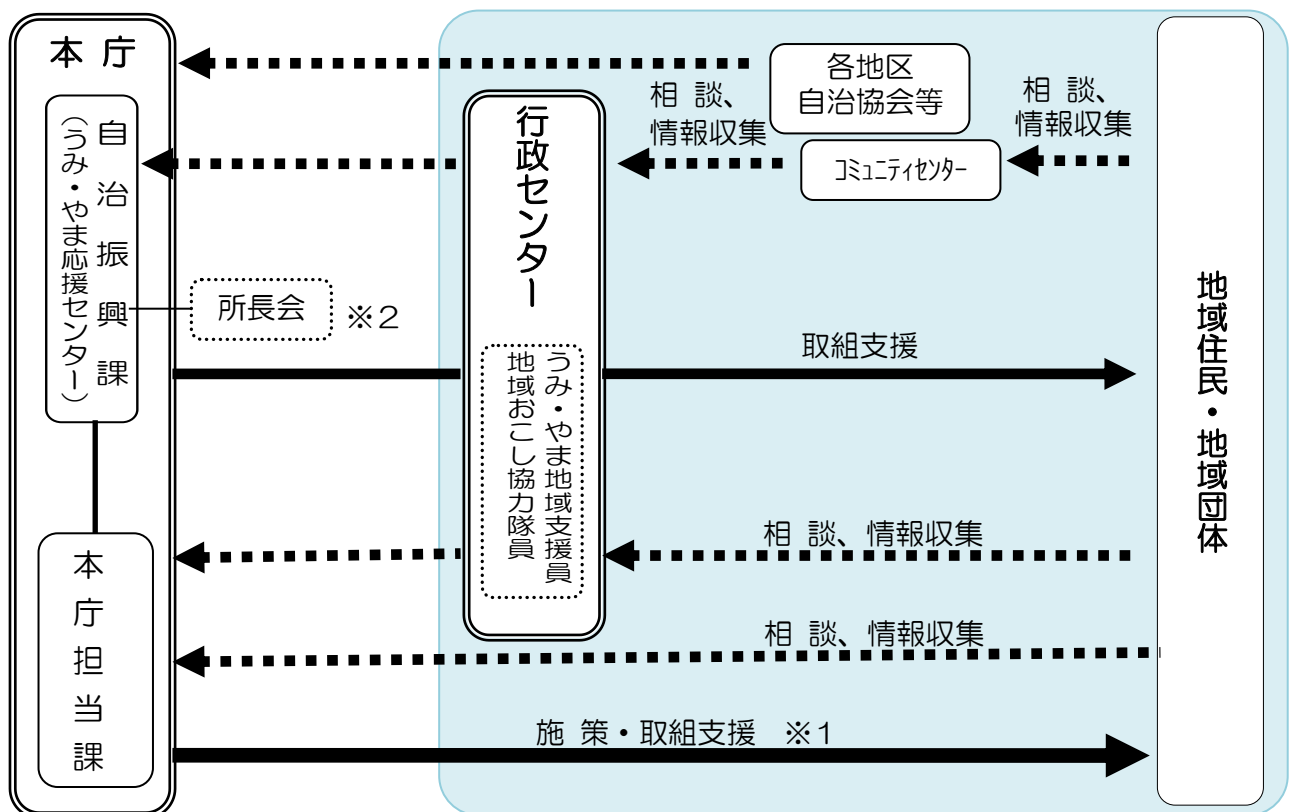
※4： 日常的な道路等の維持業務については、当面、平田、斐川及び佐田の(仮称)行政センターに、道路河川維持課の職員を駐在(配置)し、業務を行う。多伎地域及び湖陵地域の土木関連業務は佐田分室が、大社地域の土木関連業務は本庁が担う。

## 5. 地域のまちづくりにおける（仮称）行政センターの役割について

### （1）基本的な考え方

- ①（仮称）行政センターは、引き続き、住民や自治協会等の相談に対応するとともに、地域の声を本庁につなぐ役割を担う。
- ② 本庁担当課は、地域の声を、施策や行政サービスに反映させるとともに、地域が主体となって行う取組を積極的に支援する。
- ③自治振興課内に、自治協会等からの重要な地域課題に関する相談・要請について対応するための体制を整備し、（仮称）行政センター、本庁担当課との連携・調整機能を強化する。
- ④中山間地域については、自治振興課に設置した「うみ・やま応援センター」が本庁窓口となり、必要に応じて、（仮称）行政センターに「うみ・やま地域支援員」、「地域おこし協力隊員」を配置し、支援する。

### （2）住民、自治協会等との関わり方の全体イメージ



※1 自治協会等による主体的な地域づくりの取組について、「元気！やる気！地域応援補助金」（平成29年7月新設）等により引き続き支援していく。

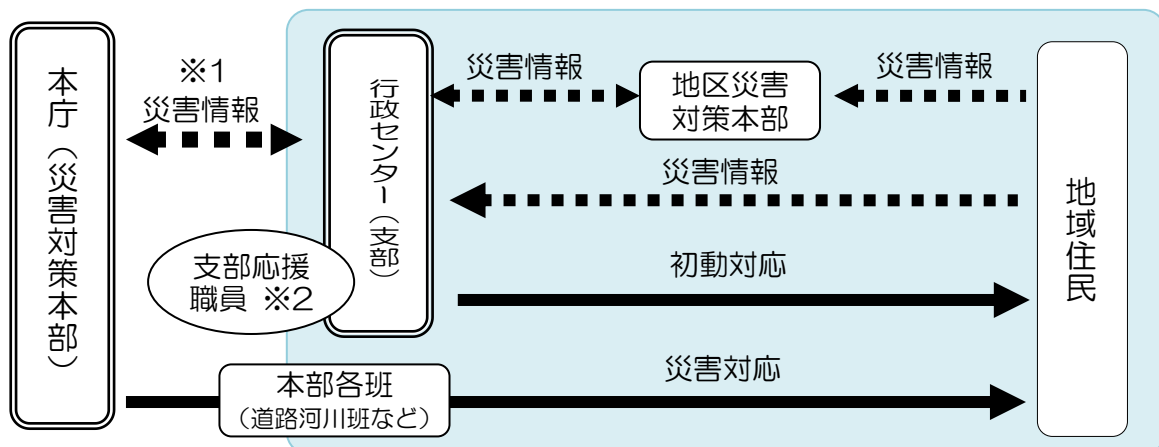
※2 定期的に（仮称）行政センター所長会を開催し、本庁と地域課題等の情報を共有する。

## 6. 地域における防災業務について

### (1) 基本的な考え方

- ① 支所機能のあり方を検討するにあたっては、地域における災害時の対応を低下させないことが前提である。
- ② 災害時の職員体制については、休日・夜間対応を含め、災害規模、状況等に応じ必要人員を配置する。
- ③ 災害体制における支部（(仮称)行政センター）の役割は、今までどおり、初動対応業務を担う。

### (2) 地域における災害体制の全体イメージ



※1 地区災害対策本部及び地域住民からの災害情報については、これまでどおり、支部が一次集約して整理し、災害対策本部に確実に伝達する。

※2 支部が担う初動対応業務については、(仮称)行政センター職員のほか、必要に応じて支部応援職員を派遣し対応する。

### (3) 災害体制における支部と本部の業務分担

分野	主な業務内容	支部	本部
支部総括	支部災害対策の総括	○	
職員配置	(仮称)行政センター職員・支部応援職員	○	
災害情報	地区災害対策本部の情報・状況確認	○	
	本部各班との連絡調整	○	
	管轄の消防署・警察等との情報共有	○	
	災害情報のとりまとめ・報告	○	
	住民への注意喚起・広報	○	
災害対応	指定避難所の開錠・初期の運営	○	
	管内の被害状況確認・調査・巡視、応急対応		○道路河川班等
	関係機関との連絡調整		○総務班
	避難所運営		○避難所運営班他
	応急仮設住宅の建築		○建築班
	応急対応用資機材の調達		○調達班
	医療・衛生管理		○医療救護班・環境衛生班

#### (4) 支部応援職員の体制について

- ① 地域における災害時の対応を強化するため、支部応援職員を増員する。
- ② 準備体制（第1次災害体制）から、支部応援職員をローテーションに組み入れることにより、有事の際の実効性を高める。
- ③ 支部応援職員の資質向上のために防災訓練、研修に参加させる。

※ 支部応援職員とは、災害時に必要に応じて各支部に派遣する職員であり、地域内又は近隣在住職員（支所、防災安全課、道路河川維持課、農林基盤課以外の職員）の中からあらかじめ人選している。

※ 準備体制（第1次災害体制）とは

- ・ 警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮）の発表もしくは、河川がはん濫注意水位を超える等災害発生危険がある場合
- ・ 震度4程度の地震が発生したとき

### 7. 地域における日常的な道路等の維持業務について

#### (1) 基本的な考え方

- ① 市道・農道・林道の小規模な維持管理業務については、（仮称）行政センターに、道路河川維持課の職員を駐在（配置）し、業務を行う。
- ② 駐在場所（道路河川維持課の分室）については、各地域における業務量、災害発生頻度、本庁からの移動距離等を考慮し、当面、平田、斐川及び佐田の（仮称）行政センターに配置する。
- ③ 多伎地域及び湖陵地域の土木関連業務は佐田分室が、大社地域の土木関連業務は本庁が担う。
- ④ 突発的な道路破損、落石、倒木等への対応については、道路河川維持課の駐在職員が初動対応し、必要に応じて本庁職員が応援対応する。
- ⑤ 除雪については、スムーズな対応がとれるよう除雪体制を整備する。
- ⑥ 駐在職員は、日常的な維持管理業務のほか、土木関係の文書の取次ぎや身近な相談業務を行う。
- ⑦ 駐在職員を配置しない（仮称）行政センターにおいても、引き続き、土木関係の文書の取次ぎや一次的な相談業務を行う。

#### (2) 各分室の主な業務内容

- ① 市管理道路（市道・農道・林道）の維持管理と簡易な修繕
- ② 市管理河川の維持管理と簡易な修繕
- ③ 農業用排水路等の維持管理
- ④ 突発的な道路破損、落石、倒木等の初動対応
- ⑤ 除雪作業の初動対応
- ⑥ 土木関係文書の受領と取次ぎ
- ⑦ 土木関係事案の相談業務

## 8. 見直し後の組織イメージ

見直し後の配置人員については、現時点の目安であり、今後、さらに詳細な事務分掌を検討した後に決定する。

現行	見直し後	
<b>平田支所(32人)</b> 【支所長】— 地域振興課 — 市民福祉課	<b>平田行政センター(概ね25人程度)</b> 【所長】— 地域総務課 — 市民サービス課 ----- 平田分室	本庁 道路河川維持課 農林基盤課
<b>佐田支所(14人)</b> 【支所長】— 市民サービス課	<b>佐田行政センター(概ね11人程度)</b> 【所長】— 市民サービス課 ----- 佐田分室	本庁 道路河川維持課 農林基盤課
<b>多伎支所(13人)</b> 【支所長】— 市民サービス課	<b>多伎行政センター(概ね11人程度)</b> 【所長】— 市民サービス課	
<b>湖陵支所(14人)</b> 【支所長】— 市民サービス課	<b>湖陵行政センター(概ね11人程度)</b> 【所長】— 市民サービス課	
<b>大社支所(20人)</b> 【支所長】— 市民サービス課	<b>大社行政センター(概ね16人程度)</b> 【所長】— 市民サービス課	
<b>斐川支所(42人)</b> 【支所長】— 地域振興課 — 空港対策室 — 市民福祉課 — 産業建設課	<b>斐川行政センター(概ね25人程度)</b> 【所長】— 地域総務課 — 空港対策室 — 市民サービス課 ----- 斐川分室 斐川農業事務所	本庁 交通政策課 ----- 本庁 道路河川維持課 農林基盤課 農業振興課 農林基盤課

※行政センターの所管は、現行どおり、総合政策部とする。

※多伎地域及び湖陵地域の土木関連業務は佐田分室が、大社地域の土木関連業務は本庁が担う。

※人員体制については、見直し後の業務に見合った職員数を配置する。



## 9. 時代に即応した組織・機構等の見直しについて

平成31年4月1日の見直し後においても、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応するため、本庁、(仮称)行政センターにかかわらず、市の組織機構のあり方について不断の検証を行い、必要な見直しを行っていく。

### 《支所機能のあり方に関する地域等からの意見》

#### ＜開催状況＞

「支所機能のあり方に関する検討状況について」

平成29年12月 8日 出雲市自治会連合会（7地域）

「支所機能のあり方（素案）について」

平成29年12月25日 行財政改革審議会

平成30年 1月15日 出雲市自治会連合会（7地域）

〃 1月17日 佐田自治協会

〃 1月22日 斐川地域自治協会連合会

〃 1月22日 平田地域自治協会連合会

〃 2月 6日 多伎町連合自治会

〃 2月14日 湖陵町区会連合会

〃 2月15日 平田地域自治協会連合会

〃 2月28日 大社地域自治協会連合会

「支所機能のあり方（素案その2）について」

平成30年 3月26日 大社地域自治協会連合会

〃 3月27日 行財政改革審議会

〃 3月27日 斐川地域自治協会連合会

〃 4月 3日 多伎町連合自治会

〃 4月13日 湖陵町区会連合会

〃 4月19日 佐田自治協会

〃 4月19日 平田地域自治協会連合会

「支所機能のあり方（案）について」

平成30年 5月11日 出雲地域自治協会連絡協議会

〃 5月25日 出雲市自治協会等合同会（7地域）

#### ＜意見概要＞

##### （1）基本的な考え方に関するもの

- 心理的な距離感や不安感がある。
- 支所機能の強化や地域性への配慮をすべき。
- 支所機能の見直し、行財政改革の断行は必要である。

- 合理化・効率化の側面だけではなく、人を集約し、専門機能を強化することが大事である。
- 合併時から、将来的な支所機能の見直しは合併協定項目であった。
- 本庁が地域の状況について現場に出向く気持ちで動くべきである。
- 道路維持管理などの業務について旧市町の枠にとらわれずに柔軟に対応すべき。
- 本庁の組織力と専門性による対応の具体的なイメージとメリットが見えない。
- ワンストップとしての窓口は支所に残すべき。

## (2) 地域のまちづくりや地域と市との関わり方に関するもの

- 地域のまちづくり、周辺部対策を維持すべき。
- 地域との関わり方の明確化が必要である。
- 地域の声を吸い上げる力が必要である。
- 地域の要望等の結果を、本庁から支所を通じて地域に返すことが重要である。

## (3) 地域における災害対応、防災体制に関するもの

- 防災初動対応が特に重要である。
- 除雪対応など災害時の迅速性が求められる。
- 災害対応は、特に地域性と専門性が求められる。そのためには応援職員への訓練が必要である。
- 地区災害対策本部と支所の役割を明確にして対応しなければならない。
- 地域における防災体制を低下させない対応が求められる。

## (4) 具体的な業務や体制に関するもの

- 保健師を支所に残してほしい。
- 土木業務は本庁職員の駐在で、緊急性が高いものに対応できるのか。
- 人員を確保したうえでの支所運営が必要。
- 本庁職員を駐在させるのなら、今のままで良い。
- 住民サービスを低下させないでほしい。あり方検討にあわせて事務改善についても検討してほしい。
- 土木関係の駐在職員について、引き続き平田地域、斐川地域に配置されることを望む。
- 佐田地域在住の職員は、佐田行政センターに勤務させた方が良い。
- 様々な地域課題に対して専門的・横断的に対応する部署を本庁に設置してはどうか。
- 斐川農業事務所で、平田地域の農業に関する業務を対応できないか。

## (5) その他

- 住民への説明は丁寧に行ってほしい。
- もっと時間をかけて、しっかり議論をすべき。
- 全市一斉でなくても良いのではないか。
- 検討が悠長すぎる、スピード感に欠ける。
- 調整方針が決まった段階で、窓口案内などわかりやすい資料を作してほしい。
- 「行政サービスセンター」の名称は、廃止や縮小のイメージがあり、支所のままでいい。

- コミュニティセンターで行政事務を行う場合、職員の人選や個人情報保護に課題がある。
- 支所を縮小するなら、コミュニティセンターに行政機能の一部を移してほしい。
- 今回のあり方検討によって、新たに市の業務をコミュニティセンターに移管しないでほしい。
- 市とコミュニティセンターとの関わり方については、今後も、引き続き検討する必要がある。
- 施設と機能の2つの問題は分けて考えるべき。
- 平田支所庁舎の方向性は。
- 斐川支所庁舎の方向性は。